

Google Cloud 利用規約

Google Cloud を初めて利用する方は、[こちら](#)より Google Cloud のオンライン契約の概要をご確認ください。

関係会社以外の Google Cloud 販売パートナーのお客様として本サービスにアクセスする場合は、お客様の本サービス利用に関して(該当するサービス固有の規約の「販売パートナー経由で購入されたお客様」の条項に従って)本規約がお客様に適用されます。ただし、本規約の適用範囲にかかわらず、<https://cloud.google.com/terms/direct-tos-exemptions>に記載されている適用除外カテゴリのいずれかに該当する場合、お客様と Google が書面で別途合意しない限り、本規約はお客様に適用されません。発効日以降に本規約の適用除外となった場合でも、適用除外となった日より前に両当事者間で発生した責任には影響しません。

Google Cloud Platform サービス、SecOps サービス、または Looker (オリジナル) サービスの使用に関して、各サービスの同一アカウントで本契約のオフライン版に署名されたお客様には下記の規約は適用されず、該当する場合、お客様の Google Cloud Platform サービス、SecOps サービス、または Looker (オリジナル) サービスの使用についてはオフライン版の規約が適用されます。

本 Google Cloud 利用規約(以下、総称して「本契約」)は、Google と本規約に同意する法人または個人(以下、「お客様」との間で締結され、お客様による本サービスへのアクセスおよび使用を規定するものです。「Google」の意味するところは、<https://cloud.google.com/terms/google-entity> で定義されています。

本契約は、お客様がボタンをクリックして同意した時点、またはその他の方法で同意した時点(以下、「発効日」)に発効します。お客様の代理人が同意を代行する場合、代理人は自身が(i)お客様を本契約に拘束する完全な法的権限を保有していること、(ii)本契約を読んで内容を理解していること、ならびに(iii)お客様に代わって本契約に同意することを表明および保証するものとします。

1. 本サービスの提供

1.1 本サービスの使用。契約期間中、Google は本契約(SLA を含む)に従って本サービスを提供するものとし、お客様は本契約に従って本サービスを利用し、GCP サービスおよび Looker (オリジナル) サービスを、本サービスに依存せず実質的な価値を持つお客様の任意のアプリケーションに統合できるものとします。明確にするために記すと、本契約に基づき SecOps サービスを使用してお客様のアプリケーションを作成またはホストすることはできません。Looker (オリジナル) サービスをお客様のアプリケーションに統合できるのは、サービス固有の規約に定められている場合に限られます。

1.2 管理コンソール。該当する場合、お客様は管理コンソールにアクセスして本サービスの使用方法を管理できます。

1.3 アカウント。お客様は本サービスを使用するためのアカウントを所有する必要があります。アカウントの作成用に提供する情報、アカウントのパスワード(Google API のキーを含む)のセキュリティ、アカウントの使用方法については、お客様が責任を負います。Google はお客様に複数のアカウントを提供する義務を負いません。

1.4 更新。

(a) 本サービスの更新。Google は本サービスに対して、商業上合理的な更新を随時行うことができます。

(b)本契約の更新。Google は、以下の(i)および(ii)項に従い、随時、本契約および価格を更新できるものとします。Google は、本契約の更新が発生した場合、<https://cloud.google.com/terms/>に掲載します。本項 1.4(b) は、以下の 1.4(c)項で規定されている URL 記載規約の更新には適用されません。

(i)GCP サービスおよびそれに対応する TSS に関して、Google が特に明記しない限り、本契約に対する重要な更新は掲載から 30 日後に有効になります。前文にかかわらず、更新が新機能に適用されるものである場合、または適用法を遵守するために必要なものである場合は、直ちに有効になります。お客様は、GCP またはその TSS に関して本契約の更新に同意しない場合、GCP サービスまたは TSS の使用を停止できます。また、お客様は第 8.4 項(都合による解除)に基づき、本契約を任意に解除することもできます。重要な更新後もお客様が GCP サービスまたは TSS を継続して利用した場合、お客様はかかる更新に同意したものとみなされます。

(ii)SecOps サービスと Looker(オリジナル)サービス、およびそれぞれの対応する TSS に関して、本契約の重要な更新は、お客様の注文期間が更新された場合にのみ、その時点で有効となります。

(c)URL 記載規約の更新(すべてのサービス)。Google は、関連する URL 記載規約に更新を掲載することにより、URL 記載規約に対して、商業上合理的な更新を随時行うことができます。Google の特段の断りがない限り、URL 記載規約に対する重要な更新は、それらの更新が投稿されてから 30 日後に有効になるものとします。ただし、前文にかかわらず、かかる更新が新機能もしくは Cloud のデータ処理に関する追加条項に適用されるものである場合、または適用法によって義務付けられている場合は、直ちに有効になります。

(d)Cloud のデータ処理に関する追加条項の更新。第 1.4(c)項の一般性を制限することなく、Google は、適用法を遵守するために更新が必要な場合、Cloud のデータ処理に関する追加条項で明示的に許可されている場合、またはかかる更新が以下の条件を満たす場合にのみ、Cloud のデータ処理に関する追加条項を更新できます。

(i)商業上合理的と考えられる。

(ii)本サービスに重大なセキュリティ低下を引き起こさない。

(iii)Google によるお客様の個人データの処理について、Cloud のデータ処理に関する追加条項の「お客様の指示の遵守」に定める範囲を拡大するものでなく、当該条項に定める制限を排除しない。

(iv)その他、Cloud のデータ処理に関する追加条項に基づくお客様の権利に重大な悪影響を及ぼさない。

(e)サービスの提供終了。Google は、本サービスまたは関連する主要機能の提供を終了する 12 か月前までにお客様に通知します。ただし、本サービス(または関連する主要機能)を実質的に同等のサービスまたは機能に置き換える場合を除きます。また、Google は、お客様向けの Google API を下位互換性のない形で大幅に変更する場合は、その 12 か月前までにお客様に通知します。本第 1.4(e)項(「サービスの提供終了」)のいずれの部分によっても、適用法の遵守、重大なセキュリティリスクへの対処、あるいは多大な経済的負担または重大な技術的負担の回避のために Google が必要な変更を加える権利が制限されることはありません。本第 1.4(e)項(「サービスの提供終了」)は、一般提供前のサービスおよび機能には適用されません。

1.5 ソフトウェア。Google がお客様にソフトウェア(サードパーティソフトウェアを含む)を提供する場合、お客様による当該ソフトウェアの利用は、サービス固有の規約における該当する条項に従うものとします。

2. お支払い条件

2.1 請求。Google はお客様に対し、すべての料金について電子請求書を発行します。これには、該当する場合、対象となる料金発生期間中のお客様による本サービス利用に基づく料金や、TSS に関連する料金が含まれます。Google は、入手可能な証拠に基づき、お客様に不払いのリスクがある、またはお客様のアカウントに不正の可能性があると合理的に判断できる場合は、お客様に対する請求頻度を上げる場合があります。お客様は、すべての料金を請求書に記載された通貨で支払うものとします。お客様は、クレジットカード、デビットカード、またはその他の請求書が発行されない支払い方法をご利用の場合、料金発生期間終了時、または Google によって別途課金された際に、すべての料金を直ちに支払うものとします。請求書払いの場合、お客様は請求された全額を支払い期日までに Google に支払うものとします。法律で義務付けられている場合を除き、料金全額を支払うお客様の義務は取消不能です。GCP サービスおよび Looker (オリジナル) サービスに関しては、お客様による本サービス利用状況を判断するために Google の測定ツールが使用されます。Google は、複数の請求書を発行する義務を負いません。電信送金による支払いには、Google が指定した銀行情報を含める必要があります。

2.2 税。

(a) お客様はいかなる税金についても責任を負い、いかなる税金による減額もなく本サービスの料金を Google に支払うものとします。Google が税金の徴収または支払いの義務を負う場合、お客様が税金に関する有効な非課税証明書を適切なタイミングで Google に提供しない限り、その税金はお客様への請求書に記載され、お客様はその税金を Google に支払うものとします。

(b) 該当する法域に適用される税務規制および当局への法令遵守義務を遵守するために、適用法の下で Google が納税者情報を要求する場合、お客様は、適用される納税者情報を Google に提供するものとします。お客様による申告の誤りが原因で生じた一切の税金、利益、違約金、または罰金については、お客様がその支払い(または Google への払い戻し)の責任を負うものとします。

2.3 支払いに関する異議申し立ておよび払い戻し。支払いに関する異議申し立ては、誠意を持って支払い期日より前に送付する必要があります。Google が誠意を持って申し立て内容を審査し、特定の請求の誤りの原因が Google にあると判断した場合、Google は請求書を修正して再発行する代わりに、請求書の金額の誤りを示すクレジットメモを発行します。異議申し立てのあった請求書が未払いの場合、Google は異議申し立てのあった請求書にクレジットメモの金額を適用し、お客様はその請求書の差額を支払う責任を負うものとします。本項に基づき Google が請求の誤りに対して行う返金は、本サービスに対するクレジットの形式でのみ行われます。本契約のいかなる内容も、Google に任意の当事者への信用供与義務を負わせるものではありません。

2.4 支払いの滞納、停止。遅延した支払い(明確にするために記すと、支払い期日より前に提出された、支払いに関する誠意ある異議申し立ての対象となる金額は含まれません)については、支払い期日から全額が支払われるまでの間、月 1.5% の利率(法定最高利率がこれより低い場合はその利率)で利息が課されることがあります。お客様は、滞納金の徴収において Google が支払った相応の費用(弁護士費用を含む)をすべて負担するものとします。また、本サービスの料金の支払いが遅延した場合、Google は本サービスを停止できるものとします。

2.5 注文番号の不要。お客様は、Google の請求書(または他の書類)への注文番号の記載を Google に要求することなく、適用される料金をすべて支払う義務を負うものとします。

3. お客様の義務

3.1 コンプライアンス。お客様は、(a) お客様およびお客様のエンドユーザーによる本サービスの使用が本契約に従って行われることを保証し、(b) 商業上合理的な努力によって本サービスの不正使用および本サービスへの不正アクセスを防止して停止させ、(c) 本サービス、アカウント、またはお客様のパスワードの不正使用またはそれらへの不正アクセスを認識した場合には速やかに Google に通知するものとします。Google は、お客様による AUP 違

反の疑いがある場合に調査する権限を留保します。これには、お客様のアプリケーション、データ、プロジェクトの審査が含まれる場合があります。

3.2 許可。お客様は、本契約に基づいて、(a)お客様による本サービスの受領と使用、ならびに(b)お客様から提供されたデータ(該当する場合は、お客様データも含む)への Google によるアクセス、保存、および処理の許可に必要なすべての同意および通知に対して責任を負うものとします。

3.3 制限。お客様は次のことを行わず、エンドユーザーにも行わせないものとします。(a)本サービスのコピー、変更、二次的著作物の作成、(b)本サービスのリバース エンジニアリング、逆コンパイル、翻訳、逆アセンブル、またはその他の方法でソースコードの抽出を試みること(適用法によってこのような制限が明示的に禁止されている場合を除く)、(c)本サービスの一部または全体の販売、再販、サブライセンス付与、譲渡、流通、(d)次の目的や方法で本サービスにアクセスしたり、本サービスを使用したりすること。(i)危険度の高い活動、(ii)AUP への違反となる行為、(iii)該当する料金の発生の回避を目的とした方法(単一のお客様のアプリケーション、アカウント、またはプロジェクトを模倣または代用するために複数のお客様のアプリケーション、アカウント、またはプロジェクトを作成することを含む)、または本サービス固有の使用量制限または割り当て量の回避を目的とした方法、(iv)Google の事前承認を文面で得ていない暗号通貨マイニングの実施、(v)通信サービスの運用もしくは有効化、またはエンドユーザーが公衆交換電話網との発着信を可能にする顧客アプリケーションに関連する方法(サービス固有の規約に別途定める場合を除く)、(vi)米国務省が管理する国際武器取引規則(ITAR)が適用される資材または活動、(vii)輸出規制法に違反する、または違反の原因となる方法、(viii)米国 HIPAA 法(医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律)の規制の対象となる医療情報の転送、保存、または処理(締結済みの HIPAA BAA で許可されている場合を除く)。

3.4 ドキュメント。Google はお客様による本サービスの使用に関するドキュメントを提供することがあります。

3.5 著作権。Google は、著作権侵害を申し立てる通知に対応し、米国デジタル ミレニアム著作権法に基づくオンライン サービス プロバイダのセーフハーバー条項を維持するために、状況によっては常習的侵害者のアカウントを終了します。

3.6 第三者のコンテンツへの適用。お客様による本サービスの主な利用目的が、第三者のコンテンツのホスティング、またはプラットフォーム上で第三者間の商品もしくはサービスの販売を促進することである場合、お客様は AUP への準拠を徹底するために以下の措置を講じるものとします。(a)お客様のプラットフォーム上で禁止されるコンテンツ(例: 違法コンテンツ)を定義するポリシーを公開すること。(b)当該ポリシー違反の通知を受け取るための公にアクセス可能な手段(例: ウェブフォームやメールアドレス)を維持すること(これとは別に、Google との通信のためにモニタリングされているチャンネルも維持すること)。(c)かかる通知を速やかに確認し、これらに対処し、必要に応じてコンテンツを削除すること。

4. 停止

4.1 AUP への違反。お客様またはエンドユーザーによる本サービスの使用が AUP に違反していることを Google が認識した場合、Google はお客様に通知し、違反の修正をお客様に要請します。Google の要請後 24 時間以内にお客様が違反を修正できなかった場合、違反が修正されるまで、Google はお客様による本サービスの使用のすべてまたは一部を停止することがあります。

4.2 その他の停止。第 4.1 項(「AUP への違反」)の規定にかかわらず、次のいずれかの場合、Google はお客様による本サービスの使用のすべてまたは一部を直ちに停止できます。(a)本サービス、本サービスをサポートしている Google のインフラストラクチャ、または本サービスの他のお客様(または他のお客様のエンドユーザー)を保護するために停止が必要であると Google が合理的に判断した場合。(b)許可されていない第三者による本サービスへの

アクセスが疑われる場合。(c)適用法を遵守するために即時の停止が必要であると Google が合理的に判断した場合。(d)お客様が第 3.3 項(「制限」)またはサービス固有の利用規約に違反している場合。停止の理由となった状況が解決された場合、Google はその停止を解除します。適用法で禁止されている場合を除き、Google はお客様の要請に応じて、停止の根拠を合理的な範囲で速やかにお客様に通知します。

4.3 生成 AI の安全性と不正利用。Google は、生成 AI サービスの不正利用を検出するために、自動化された安全性ツールを使用しています。GCP サービスのサービス固有の規約における「プロンプトおよび生成物の取り扱い」項の規定にかかわらず、これらのツールが Google の [AUP](#) または[使用禁止に関するポリシー](#)への違反または不正利用の可能性を検出した場合、Google は、違反が発生したかどうかを確認および判断する目的でのみ、お客様のプロンプトをログに記録する場合があります。プロンプトのログ記録がお客様の本サービスの利用にどのように影響するかについての詳細は、[不正行為の監視](#)に関するドキュメント ページをご参照ください。

5. 知的財産権、お客様データの保護、フィードバック

5.1 知的財産権。本契約で明記されている場合を除き、本契約は、各当事者のコンテンツまたはその他の知的財産に対するなんらかの権利を、黙示的か明示的かを問わず、相手方に許諾するものではありません。Google とお客様の間において、お客様はお客様データおよびお客様のアプリケーションに含まれるすべての知的財産権を保持し、Google は本サービスおよびソフトウェアに含まれるすべての知的財産権を保持します。

5.2 お客様データの保護。Google は、Cloud のデータ処理に関する追加条項に基づいてのみお客様データへのアクセス、使用、および処理を行います。その他の目的でお客様データへのアクセス、使用、および処理を行うことはありません。Google はお客様データを保護するための技術的、組織的、および物理的な措置を実装済みであり、それらの措置を維持します(詳細については Cloud のデータ処理に関する追加条項を参照)。

5.3 お客様のフィードバック。お客様は、本サービスに関するフィードバックまたは提案(以下「フィードバック」)を Google に任意で提出できます。お客様がフィードバックを提出した場合、Google およびその関係会社はそのフィードバックをお客様に対する義務を負うことなく無制限に使用できます。

6. 技術サポート サービス

6.1 お客様による技術サポート サービス。お客様のアプリケーションとプロジェクトの技術サポートに対する責任は、お客様が負うものとします。

6.2 Google による技術サポート サービス。適用されるサポート料金の支払いを条件として、Google は TSS ガイドラインに従って、契約期間中、お客様に TSS を提供します。一部の TSS レベルには、最低継続料金が設定されています(<https://cloud.google.com/skus> を参照)。いずれかの暦月にお客様が TSS レベルをダウングレードした場合、その月の残りの期間、Google はダウングレード前のレベルの技術サポート サービスレベルをダウングレード前の適用料金で引き続き提供できます。

7. 機密情報

7.1 義務。相手方の機密情報の受領者は、機密情報を本契約の下での受領者の権利の行使および義務の履行の目的でのみ使用し、使用の際は相手方の機密情報が開示されないことがないように情報の保護に合理的な注意を払うものとします。受領者は、必知事項として書面で機密の保持に合意した自社の従業員、関係会社の従業員、代理人、下請け業者、または顧問(顧問の場合は別途制約が課された者も含む)(以下「被委任者」)にのみ、機密情報を開示できます。受領者は、被委任者が機密情報を本契約の下での権利の行使および義務の履行の目的でのみ使用することを保証するものとします。

7.2 要請による開示。本契約の別段の定めにかかわらず、相手方の機密情報の受領者または受領者の関係会社は、適用される法的手続きで必要な程度まで機密情報を開示できます。ただし、商業上合理的なあらゆる努力により、(a) その機密情報を開示する前に速やかに相手方に通知し、(b) 相手方が開示に反対する相応の要請を行う場合はその要請に従うものとします。上述の内容にかかわらず、上記の(a)および(b)項の遵守が(i) 法的手続きへの違反、(ii) 政府による調査の妨害、または(iii) 死者および重大な身体的被害の発生につながると受領者が判断した場合、これらの(a)と(b)は適用されません。

8. 期間および解除

8.1 契約期間。本契約の期間(以下「本契約期間」)は、発効日から開始し、本契約の第8条(期間および解除)に従って終了するまで継続します。

8.2 違反による解除。

(a) 注文フォームの解除。いずれの当事者も、相手方が本契約の重大な違反を犯し、書面による通知の受領後30日以内にその違反を是正しない場合、注文フォームを解除できます。

(b) 本契約の解除。適用法で許可される限り、いずれの当事者も、(i) 相手方が本契約への重大な違反を犯し、書面による通知の受領後30日以内に違反を解消しない場合、または(ii) 相手方が事業運営を停止するか、破産管理下において90日以内に破産手続きが終了しない場合、書面による通知により本契約を直ちに解除できます。

8.3 非アクティブな状態による解除。60日間継続して(a) お客様が管理コンソールにアクセスしていないか、プロジェクトのネットワークアクティビティがなく、かつ(b) かかるプロジェクトに、当該サービスの料金が発生していない場合、Googleは30日の事前通知をもって、プロジェクトへのGCPサービスの提供を終了する権限を有します。

8.4 都合による解除。お客様は本サービスの使用をいつでも停止できます。お客様は、注文フォームまたは本契約の追加条項の金銭的責任に従って、書面による事前通知をすることで、いつでも任意に本契約を解除できます。ただし、解除に際して該当するサービスの使用を停止しなければなりません。GCPサービスおよびTSSに限り、Googleは30日の書面による事前通知をもって、いつでも任意に本契約または該当する注文フォームを解除できます。疑念の発生を避けるため、Googleが前文に従って任意に本契約を解除した場合でも、有効なSecOpsサービスまたはLooker(オリジナル)サービスの注文フォームには影響しません。また、当該SecOpsサービスまたはLooker(オリジナル)サービスの注文フォームについては、本契約に従って有効期間の満了または解除となるまで、本契約が引き続き適用されるものとします。

8.5 適用法による契約解除、法律違反。(a) お客様が使用するサービスの提供を継続すると適用法への違反となる、または(b) お客様が贈収賄禁止法または輸出管理法に違反した、あるいはGoogleによる贈収賄禁止法または輸出管理法への違反につながる行為をしたとGoogleが合理的に判断した場合、Googleは本契約を書面通知によって直ちに解除できます。

8.6 解除の効力。第8.4項(都合による解除)の最終文に従って本契約が解除された場合、すべての注文フォームも解除されます。本契約または注文フォームが解除された場合、(a) 本契約または注文フォームに別段の定めがない限り、本サービス(または注文フォーム解除の場合は該当サービス)に関するすべての権利およびアクセス権(該当する場合、お客様データへのアクセス権も含む)が解除され、(b) お客様は、本契約または注文フォームに従ってGoogleに支払うべき料金の全額を、最後の電子請求書の受領後直ちに(または最終請求書に記載された期限までに)支払うものとします。

9. 広報活動。本契約で明示的に許可される場合を除き、いずれの当事者も、相手方の書面による同意なく、相手方のブランドを使用したり、お客様による本サービスまたは本契約の使用について言及するプレスリリース、ブログ

投稿、スピーチ、ソーシャルメディア投稿、または投資家向けの広報電話やお知らせを発行、公開、または提示したりすることはできません。前文に従い、お客様は、ご自身が Google Cloud の顧客であることを公表し、ブランドの取り扱いガイドラインに沿ってブランドを表示できます。Google はお客様の名前とブランドを、本サービスのオンラインまたはオフラインの宣伝資料で使用できます。当事者のブランドの使用は、そのブランドに対する知的財産権を保有する当事者の利益につながるものであることを条件とします。

10. 表明および保証。各当事者は、(a)本契約を締結するための完全な権能および権限を有すること、および(b)本サービスのプロビジョニング、受領、または使用に適用されるすべての法律を適切に遵守することを表明し、保証するものとします。

11. 免責条項。本契約で明記されている場合を除き、**Google** は、適用法によって許可される最大限の範囲で次の保証と表明を行わず、これらを否定します。(a)本サービスまたはソフトウェアの商品性、特定目的への適合性、タイトル、権利の非侵害、使用中にエラーや中断が生じないことの保証を含む、明示的、黙示的、法定か否かを問わない一切の保証。(b)本サービスを通じてアクセスできるコンテンツまたは情報に関する表明。

12. 責任の制限。

12.1 間接責任に関する制限。適用法で許可されている範囲内かつ第 12.3 項(「無限責任」)の制約の下で、いずれの当事者も本契約に起因または関連する、次に対するいかなる責任も負わないものとします。(a)間接的損害、結果的損害、特別損害、偶発的損害、もしくは懲罰的損害、または(b)収益、利益、預金、もしくは信用の損失。

12.2 責任の上限。GCP サービス、SecOps サービス、または Looker (オリジナル) サービスに関して適用される場合、本契約に起因または関連する損害に対する各当事者の合計補償額は、責任が生じた日付からさかのぼって 12 か月の間にお客様が当該サービスに対して支払った金額を上限とします。ただし、無料で提供されるサービスまたはソフトウェアに起因または関連する損害に対する **Google** の合計補償額は、**5,000** 米ドルが上限となります。

12.3 無限責任。本契約のいかなる規定も、次の事項に対する両当事者の責任を除外または制限するものではありません。

(a)不正行為もしくは詐欺的不実表示。

(b)第 13 条(「補償」)に基づく義務。

(c)相手方の知的財産権の侵害。

(d)本契約に基づく支払い義務。

(e)適用法の下で責任を除外または限定できない事項。

13. 補償

13.1 Google の補償義務。Google は、本契約に基づいて使用される本サービスまたは Google ブランドが、第三者の知的財産権を侵害しているという申し立てに起因する場合に限り、第三者の法的手続きにおいて、お客様のアカウントによって本サービスを使用しているお客様およびその関係会社を防御し、補償対象責任について補償します。

13.2 お客様の補償義務。お客様は、(a)お客様のアプリケーション、プロジェクト、お客様データまたはお客様のブランドに起因する場合、あるいは(b)お客様またはエンドユーザーが AUP または第 3.3 項(「制限」)に違反して本

サービスを使用したことに起因する場合に限り、第三者の法的手続きにおいて、本サービスを提供する Google およびその関係会社を防御し、補償対象責任について補償するものとします。

13.3 除外。第 13.1 項(「Google の補償義務」と)と第 13.2 項(「お客様の補償義務」)は、申し立てが次に起因する場合は適用されません。(a) 被補償当事者による本契約違反、(b) 補償当事者の技術またはブランドと、本契約の下で補償当事者が提供したものではない素材との組み合わせ(本契約でその組み合わせが義務付けられている場合を除く)、もしくは(c) Google またはその関係会社が補償当事者である場合、お客様に無料で提供されるすべてのサービス。

13.4 条件。第 13.1 項(「Google の補償義務」と)と第 13.2 項(「お客様の補償義務」)には次の条件が適用されます。

(a) 第三者の訴訟手続きに先立つあらゆる申し立てについて、被補償当事者は補償当事者に書面で速やかに通知し、補償当事者と相応に協力してその申し立ておよび第三者の訴訟手続きの解決にあたるものとします。本第 13.4 (a) 項への違反によって第三者の訴訟手続きにおける抗弁の権利が毀損された場合は、第 13.1 項(「Google の補償義務」と)または第 13.2 項(「お客様の補償義務」と)(該当するいずれか)に基づく補償当事者の義務をその毀損の程度に比例して低減するものとします。

(b) 被補償当事者は第三者の訴訟手続きの補償部分について、次の条件の下で補償当事者に自由裁量を委ねるものとします。(i) 被補償当事者は非主導的弁護人を自費で任命できる。(ii) 被補償当事者による責任の認容、金銭の支払い、またはなんらかの措置(もしくは措置の抑制)を要する和解には、被補償当事者による事前の書面による同意が必要であり、合理的な理由なしに同意が保留、条件付け、または遅延されることはない。

13.5 救済措置。

本サービスが第三者の知的財産権を侵害しているおそれがあると Google が合理的に判断した場合、Google は独自の裁量と自らの費用負担で、(i) お客様がサービスを継続使用できるよう権利を取得する、(ii) 機能を大きく低下させることなく本サービスを侵害のおそれのないものに変更する、または(iii) 本サービスを侵害のおそれのない機能的に同等の代替手段に置き換えることができます。

(b) 第 13.5(a) 項の救済措置が商業上合理的でないと Google が判断した場合、Google は影響を受けるサービスについてお客様の使用を停止または終了することができます。

13.6 権利と義務の限定。本第 13 条(「補償」)は、相手方当事者の解除に関する権利に影響を与えることなく、また適用法が許容する範囲において、本第 13 条(「補償」)の対象となる第三者からの知的財産権侵害の申し立てに対する、本契約に基づく当事者の唯一かつ排他的な救済措置を定めるものです。

14. その他

14.1 通知。本契約の下で、お客様への通知は通知用メールアドレスに送信され、Google への通知は legal-notices@google.com に送信されるものとします。この通知はメールが送信された時点で受領されたものとして扱われます。お客様は、契約期間中にわたって、常に有効な通知用メールアドレスを登録しておく責任を負うものとします。

14.2 メール。両当事者はメールを使用して、本契約で定められた書面による承認要件および同意要件を満たすことができます。

14.3 譲渡。いずれの当事者も、相手方の書面による同意を得ずに本契約の一部を譲渡することはできません。ただし、(a) 譲受人が本契約の条項に拘束されることに書面で同意し、(b) 譲渡人が譲渡について相手方に通知した場

合は、関係会社に譲渡できます。これ以外の譲渡は、いかなるものも無効となります。お客様が本契約を別の法域内の関係会社に譲渡し、<https://cloud.google.com/terms/google-entity> で定義されている Google 契約当事者に変更が生じた場合、本契約は自動的に新しい Google 契約当事者に譲渡されます。

14.4 支配権の変更。内部的な組織改革または再編に起因しない支配権の変更(株式の売買、合併、その他の企業取引などに起因するもの)が一方の当事者に発生した場合、その当事者は、支配権の変更から 30 日以内に相手方に書面で通知するものとします。

14.5 不可抗力。いずれの当事者も、当事者による合理的な制御が及ばない状況(不可抗力、天災、テロ行為、暴動、戦争を含む)の結果として発生した不履行または履行遅滞については責任を負わないものとします。

14.6 再委託契約。Google は本契約に基づく義務を再委託することがありますが、再委託した義務についても、引き続き Google がお客様に対して責任を負います。

14.7 代理権の否定。本契約によって、両当事者間になんらかの代理関係、パートナーシップ、または出資提携が成立することはありません。

14.8 権利放棄の否定。いずれの当事者も、本契約に基づく権利を行使しなかった(または行使を遅延した)場合も権利放棄とはみなされないものとします。

14.9 分離可能性。本契約の一部が無効、違法、または施行不能な場合も、本契約の残りの条項は有効に存続するものとします。

14.10 第三者受益者の否定。本契約で明示的に定められている場合を除き、本契約によって第三者に利益が与えられることはありません。

14.11 衡平法上の救済。本契約のいかなる規定も、衡平法上の救済を求める各当事者の権利を制限しないものとします。

14.12 米国準拠法。

(a)米国の市、郡、州の政府機関の場合。お客様が米国の市、郡、または州の政府機関である場合、本契約は準拠法および裁判地を規定しません。

(b)米国の連邦政府機関の場合。お客様が米国の連邦政府機関の場合は次の事項が適用されます。本契約または本サービスに起因もしくは関連するあらゆる申し立ては、アメリカ合衆国の法律に従います。ただし法の抵触に関する規則は適用されません。連邦法によって許可される範囲において、(i)適用される連邦法がない場合は、カリフォルニア州法(抵触法に関するカリフォルニア州の規則を除く)が適用され、かつ(ii)本契約または本サービスに起因または関連するあらゆる申し立てについて、両当事者はカリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所の対人および専属管轄権に従うことに同意します。

(c)その他の機関の場合。お客様が第 14.12 項(「米国準拠法」)の(a)(「米国の市、郡、州の政府機関の場合」)および(b)(「米国の連邦政府機関の場合」)に記載の機関のいずれでもない場合は、次の事項が適用されます。本契約または本サービスに起因または関連するあらゆる申し立ては、カリフォルニア州法に従うものとします。ただし抵触法に関するカリフォルニア州の規則は適用しないものとします。米国カリフォルニア州サンタクララ郡の連邦裁判所もしくは州裁判所を専属的管轄裁判所とし、両当事者はその裁判所の対人管轄権に従うことに同意するものとします。

14.13 修正。第 1.4 項(b) (更新: 本契約(GCP サービスおよび TSS のみ))、第 1.4 項(c) (更新: URL 記載規約(すべてのサービス))、または(c) (更新: Cloud のデータ処理に関する追加条項)に記載されている場合を除き、本契約のいかなる修正も、両当事者が署名し、本契約を修正する旨を明示した書面で行う必要があります。

14.14 存続条項。第 2 条(支払い条件)、第 5 条(知的財産権、お客様データの保護、フィードバック)、第 7 条(機密情報)、第 8.6 条(解除の効力)、第 11 条(免責条項)、第 12 条(責任の制限)、第 13 条(補償)、および第 14 条(その他)は、本契約の満了または解除以降も継続して効力を有します。

14.15 完全合意。本契約は当事者間で合意されたすべての条件を定めており、本件に関する当事者間の他のすべての合意に優先するものとします。本契約を締結するにあたり、いずれの当事者も、本契約に明記されたもの以外のいかなる声明、表明、または保証(過失の有無を問わない)にも依拠しておらず、またそのような声明、表明、または保証に基づく権利または救済を行使する権利を有しません。URL 記載規約は参照により本契約に組み込まれます。Google は、発効日以降、本契約内の URL に代えて、更新した URL を提供することがあります。

14.16 矛盾する条項の解釈。本契約を構成する文書間に矛盾がある場合、Cloud のデータ処理に関する追加条項、本契約の残りの部分(URL 記載規約を除く)、URL 記載規約(Cloud のデータ処理に関する追加条項を除く)の優先順位で効力を有します。

14.17 見出し。本契約で使用される見出しや表題はあくまで参考のためであり、本契約の解釈に何ら影響を与えるものではありません。

14.18 言語間での矛盾。本契約が英語以外の言語に翻訳された場合において、英語版と翻訳版の間に矛盾がある場合は、翻訳版で別途明示されていない限り、英語版の内容が優先されます。特に指定がない限り、本契約における「\$」はすべて米ドルを指します。

14.19 定義。

- 「アカウント」とは、該当する場合において、お客様の Google Cloud Platform、SecOps サービス、または Looker (オリジナル) サービスのアカウントを意味します。
- 「管理コンソール」とは、特定のサービスを管理するために Google がお客様に提供するオンラインコンソールまたはダッシュボードを意味します。
- 「関係会社」とは、一方の当事者を直接的もしくは間接的に支配している、当該当事者によって支配されている、または当該当事者と共通の支配下にある者を意味します。
- 「贈収賄防止法」とは、官民贈収賄防止に関するすべての適用法律を意味します。これらの法律は、取引を獲得もしくは維持するため、またはその他の不適切な取引上の便宜を確保するために、直接か間接かを問わず、政府職員を含む何者に対しても有価物を賄賂として提供することを禁止するもので、1977 年米国外腐敗行為防止法および 2010 年英国贈収賄防止法も含まれます。「政府職員」には、公務員、公職の候補者、皇室・王室関係者、ならびに政府が所有または管理する企業、公的国際機関および政党の職員が含まれます。
- 「AUP」とは、<https://cloud.google.com/terms/aup> に記載の、その時点で最新の本サービスの利用規定を意味します。
- 「BAA」すなわち「業務提携契約」とは、(HIPAA で定義されている)保護医療情報の取り扱いについて規定する、本契約の修正を意味します。

- 「ブランド」とは、各当事者の商号、商標、サービスマーク、ロゴ、ドメイン名、およびその他の特有の表示を意味し、当事者によって随時保護されます。
- 「ブランドの取り扱いガイドライン」とは、
https://services.google.com/fh/files/misc/external_customer_co_branding_eligibility.pdf に記載されている、その時点で最新の Google ブランドの取り扱いガイドラインを意味し、Google が随時更新する可能性があります。
- 「Cloud のデータ処理に関する追加条項」とは、
<https://cloud.google.com/terms/data-processing-addendum> にその時点で記載されている、お客様データの処理とセキュリティに関する義務を定める規約を意味します。
- 「機密情報」とは、本契約に基づいて、または本契約に関連して一方の当事者（または関係会社）から相手方の当事者に開示される「機密」と記された情報、または通常そのような状況下で機密情報とみなされる情報を意味します。機密情報には、受領者により独自に構築された情報、守秘義務を伴わずに第三者から正当に与えられた情報、または受領者の責によらず一般に公開されている情報は含まれません。したがって、お客様のデータはお客様の機密情報とみなされます。
- 「支配権」とは、当事者の議決権または持ち分の 50% を超える支配力を意味します。
- 「お客様のアプリケーション」とは、お客様が GCP サービスまたは Looker (オリジナル) サービスを使用して作成またはホストするソフトウェア プログラムを意味します。
- 「お客様データ」とは、本サービスを通じてお客様またはエンドユーザーがアカウントを使用して Google に提供したデータ、およびお客様またはエンドユーザーが本サービスを使用してそのデータから抽出したデータを意味します。
- 「ドキュメント」とは、Google がお客様による本サービス利用のために一般提供する Google のドキュメント (随時更新されることがあります) を意味し、<https://cloud.google.com/docs/> で入手できる文書、および Google がお客様の内部利用のために提供する Looker (オリジナル) のユーザーガイドやマニュアルが含まれます。
- 「エンドユーザー」とは、お客様が本サービスの使用を許可する個人を意味します。明確にするために記すと、エンドユーザーには、お客様の関係会社の従業員および権限を有するその他の第三者が含まれる場合があります。
- 「輸出規制法」とは、輸出および再輸出について適用されるすべての法律および規則を意味します。この法律および規則には、(a) 米国商務省が管理する米国輸出管理規則 (「EAR」)、(b) 米国財務省外国資産管理局が管理する貿易制裁および経済制裁、ならびに (c) 米国国務省が管理する国際武器取引規則 (「ITAR」) が含まれます。
- 「料金発生期間」とは、管理コンソールもしくは注文フォームで Google によって指定された暦月、その他の期間、または請求頻度を意味します。
- 「料金」とは、各サービス、ソフトウェア、TSS、および第三者提供物について適用される料金に、該当する税金を加えたものを意味します。各 GCP サービスの料金は、

<https://cloud.google.com/skus/>に記載されています(この参照により本契約の一部とみなされます)。

- 「GCP サービス」すなわち「Google Cloud Platform サービス」とは、<https://cloud.google.com/terms/services>に記載されている、その時点で最新のサービスを意味します。
- 「Google API」とは、本サービスの一部として Google が提供するアプリケーション プログラミング インターフェースを意味します。
- 「危険度の高い活動」とは、核関連施設、航空管制、生命維持装置、兵器の製造または運用など、本サービスの使用または障害が、死亡、人身傷害、環境破壊、または物的損害につながる可能性があることが合理的に予測される活動を意味します。
- 「HIPAA」とは、随時修正される可能性がある Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996 (1996 年の医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律)、およびこれに基づいて発出される規制を意味します。
- 「含む」とは、「～を含むが、これ(ら)に限定されない」を意味します。
- 「補償責任」とは、(i) 補償当事者により承認された和解金、ならびに(ii) 管轄裁判所による最終判決で被補償当事者に対して裁定された損害および費用を意味します。
- 「知的財産権」とは、特許法、著作権法、営業秘密法、商標法、著作者人格権法、および他の同様の法律の下で、現在または将来にわたって世界的に有効であるすべての権利を意味します。
- 「法的手続き」とは、法律、政府規制、裁判所命令、召喚状、令状、またはその他の有効な法的権限、法定手続き、もしくは同様の手続きに基づいて行われる情報開示要請を意味します。
- 「責任」とは、当事者により予見可能であったか、または予期されていたかにかかわらず、契約、不法行為(過失を含む)、またはその他に基づく一切の責任を意味します。
- Looker (オリジナル) サービスとは、該当する注文フォームに指定されているとおり、Google がホストするデプロイまたはお客様がホストするデプロイとして提供される、統合されたビジネス インテリジェンスおよび組み込み型分析プラットフォーム(API に接続するソフトウェア コンポーネントを含む)を意味します。明確にするために記すと、Looker Studio および Looker (Google Cloud コア) は GCP サービスであり、Looker (オリジナル) サービスではありません。
- 「通知用メールアドレス」とは、管理コンソールでお客様が指定するメールアドレス(複数可)、または指定がない場合は該当する注文フォームに記載のメールアドレスを意味します。
- 「注文フォーム」とは、(a) Google が本契約に基づいて発行し、お客様と Google が取り交わす注文フォーム、作業明細書、その他の注文書、または(b)お客様が Google のウェブサイトもしくは本サービスを介して行った注文を意味します。いずれの場合も、Google がお客様に提供する本サービスの内容が明記されます。

- 「注文期間」とは、本契約に基づいて終了されない限りにおいて、本サービスのサービス開始日から始まり、注文フォームで指定された期間を意味します。
- 「支払い期日」とは、該当する注文フォームに記載された支払い期日を意味し、記載がない場合は、請求書の日付から 30 日後とします。
- プロジェクトとは、該当する場合、以下のいずれかを意味します。
 - (i)お客様が GCP サービスを通じて構成した一連の Google Cloud Platform リソース、または
 - (ii)お客様が構成および利用する SecOps サービスのインスタンス。
- 「SecOps サービス」とは、<https://cloud.google.com/terms/secops/services> に記載されている、その時点で最新のサービスを意味します。
- 「サービス固有の利用規約」とは、該当する場合、以下のいずれかを意味します。
 - (i)GCP サービスについては、本サービスの 1 つ以上に固有のその時点で最新の利用規約を意味し、その内容は cloud.google.com/terms/service-terms に記載されています。
 - (ii)SecOps サービスについては、本サービスの 1 つ以上に固有のその時点で最新の利用規約を意味し、その内容は <https://cloud.google.com/terms/secops/service-terms> に記載されています。
 - (iii)Looker(オリジナル)サービスについては、本サービスの 1 つ以上に固有のその時点で最新の利用規約を意味し、その内容は <https://cloud.google.com/terms/looker/legal/customers/service-terms> に記載されています。
- 「本サービス」とは、該当する場合において、GCP サービス、SecOps サービス、または Looker (オリジナル) サービスを意味します。いずれの場合も、本サービスに第三者提供物は含まれません。
- 「サービス開始日」とは、注文フォームに記載された開始日、またはその日付が記載されていない場合は、Google がお客様に本サービスを提供した日を意味します。
- 「SLA」とは、該当する場合、以下のいずれかを意味します。
 - (i)GCP サービスについては、<https://cloud.google.com/terms/sla> に記載されている、その時点で最新のサービスレベル契約。
 - (ii)SecOps サービスについては、<https://cloud.google.com/terms/secops/sla> に記載されている、その時点で最新のサービスレベル契約。
 - (iii)Looker(オリジナル)サービスについては、<https://cloud.google.com/terms/looker/legal/customers/sla> に記載されている、その時点で最新のサービスレベル契約。
- 「ソフトウェア」とは、該当するサービスに関連して Google が提供するダウンロード可能なツール、ソフトウェア開発キット、その他のコンピュータ ソフトウェア、および Google がそれらのソフトウェアに随時行う更新を意味し、第三者提供物は除きます。
- 「停止」とは、本サービス(または本サービスの一部)へのアクセスもしくはその使用を無効にする、または制限することを意味します。

- 「税金」とは、Google の純利益、純資産、資産価値、財産価値、または雇用に基づく税金を除く、政府によって課されるすべての税金を意味します。
- 「契約期間」の意味は、本契約の第 8.1 項(「契約期間」)に記載されています。
- 「第三者提供物」とは、(a)本サービスまたはソフトウェアに組み込まれていない第三者のサービス、ソフトウェア、製品、その他の提供物、(b)サービス固有の規約の「第三者規約」の項で特定されるサービス、および(c)第三者のオペレーティング システムを意味します。
- 「第三者の法的手続き」とは、当事者と無関係の第三者によって裁判所または政府法廷に提出された正式な法的手続きを意味し、あらゆる上訴手続きが含まれます。
- 「TSS」とは、TSS ガイドラインに基づいて Google がお客様に提供するその時点で最新の技術サポート サービスを意味します。
- 「TSS ガイドライン」とは、本サービスに対してその時点で有効な Google の技術サポート サービス ガイドラインを意味します。該当する場合、TSS ガイドラインは、
 - (i)GCP サービスおよび Looker(オリジナル) サービスについては <https://cloud.google.com/terms/tssg/>、
 - (ii)SecOps サービスについては <https://cloud.google.com/terms/secops/tssg> でご覧いただけます。
- 「URL 記載規約」とは、AUP、Cloud のデータ処理に関する追加条項、サービス固有の利用規約、SLA、および TSS ガイドラインの総称です。

15. 地域条項。お客様の請求先住所が以下の該当地域にある場合、お客様は本契約に対する以下の変更内容に同意するものとします。

アジア太平洋 - インドを除くすべての地域

第 2.2 項を以下の内容で置き換えます。

2.2 税。Google はお客様に請求する税金を請求書に記載します。Google への支払いから税金が源泉徴収される必要がある場合、お客様は Google が受け取る正味金額が請求金額と等しくなるように増額して支払い、税金分の減額は行わないものとします。

第 14.19 項(「定義」)にある「税金」の定義を以下の内容で置き換えます。

14.19 定義。

「税金」とは、本サービスの提供と履行に関連する適用法に従って政府が課しているすべての税金を意味します。これには、関税と直接的または間接的な税金が含まれ、関連する罰金または利子も含まれます(ただしこれらに限定されませんが)、Google の利益に基づく税金は含まれません。

アジア太平洋(オーストラリア、日本、インド、ニュージーランド、シンガポールを除くすべての地域)およびラテンアメリカ(ブラジルを除くすべての地域)

第 14.12 項(「米国準拠法」)を以下の内容で置き換えます。

14.12 準拠法、仲裁。

(a) 本契約または関連する Google プロダクトまたはサービスに起因もしくは関連するあらゆる申し立て(本契約の解釈または履行に関する異議申し立てを含む)(以下「異議申し立て」)は、法の抵触に関するカリフォルニア州の規則を除き、米国カリフォルニア州の法律に従うものとします。

(b) 両当事者は、いかなる異議申し立てについても、誠意を持って発生後 30 日以内に解決を図るものとします。異議申し立てが 30 日以内に解決されない場合は、本契約の日付の時点で効力のある簡易商事仲裁規則(以下「仲裁規則」)に従い、米国仲裁協会の紛争解決国際センターの仲裁によって解決するものとします。

(c) 仲裁は、両当事者が合意により仲裁人 1 名を選任したうえで、米国カリフォルニア州サンタクララ郡において英語で実施されるものとします。

(d) いずれの当事者も、いずれかの管轄裁判所に対し、仲裁が解決するまで自らの権利を保護するために必要な、差し止め命令による救済を請求できるものとします。仲裁人は、本契約に定める救済措置および制限に矛盾しない、衡平法上の、または差し止めによる救済を命令できます。

(e) 第(g)項に記載された機密性保持の要件を条件として、いずれの当事者も自身の権利または財産を保護するために必要な命令をいずれかの管轄裁判所に対して請求でき、この請求は、本準拠法および仲裁に関する条項に対する違反または権利放棄とはみなされず、仲裁人の権限(判決を再審理する権限を含む)にも影響しないものとします。両当事者は、米国カリフォルニア州サンタクララ郡の管轄裁判所が本第 14.12(e)項に基づいて命令を出す管轄権を有することを定めるものとします。

(f) 仲裁判断は最終的かつ両当事者を拘束するものであり、その執行は、いずれかの当事者またはその財産に対して管轄権を有する裁判所を含む任意の管轄裁判所で提示されるものとします。

(g) 本第 14.12 項(「準拠法、仲裁」)に従って実施される仲裁手続きは第 7 条(「機密情報」)が適用される機密情報とみなされます。これには、(i) 仲裁手続きの存在、(ii) 仲裁手続きにおいて開示された情報、および(iii) 仲裁手続きに関連した口頭でのやり取りまたは文書が含まれます。第 7 条(「機密情報」)で定められた開示権限に加え、両当事者は、第 14.12(e)項に基づく命令の申請または仲裁判断の履行に必要な場合、本第 14.12(g)項に記載された情報を管轄裁判所に開示できるものとします。ただし両当事者は、そのような司法手続きがインカメラで(非公開で)行われるよう要請するものとします。

(h) 両当事者は、仲裁人の費用、仲裁人が指名した専門家の費用と支出、および仲裁センターの管理費用を仲裁規則に従って支払うものとします。最終判断において、仲裁人は、勝訴当事者がこれらの費用のうち事前に支払った金額に対する敗訴当事者の弁済義務を決定するものとします。

(i) 各当事者は、異議申し立てに関する仲裁人の最終判断にかかわらず、自らの弁護士および専門家の費用と支出を負担するものとします。

アジア太平洋 - インド

Google Cloud India Private Limited は Google Asia Pacific Pte. Ltd. (以下「GAP」)により、インド国内の本サービスの非独占的販売パートナー(以下で定義)に任命されています。なお、本契約では両方の法人が「Google」と呼ばれています。条項が販売、または販売に関連する(サービスの販売に対する請求、利用限度額、本契約の解除などに関する条項を含む)権利と義務について Google に言及している場合、「Google」は「Google Cloud India Private Limited」を意味します。本契約の条項が本サービスのプロバイダまたはこれに関連する権利と義務について「Google」に言及している場合は、「GAP」を意味します。

Google Cloud India Private Limited は本契約を参照する注文フォームを締結できますが、その注文フォームは Google Cloud India Private Limited とお客様の間で締結される個別の契約を形成し、本契約のすべての条項を組み込むものとします。本契約に基づき、Google India Private Limited は本サービスの販売パートナーとしてお客様に再販するために GAP から本サービスを購入します。本契約に基づいてこうしたサービスを提供する全責任は GAP が果たすため、Google Cloud India Private Limited がサービスの履行に関連する義務を負うことはありません。

第 2 条(「支払いに関する条項」)を以下の内容で置き換えます。

2. 支払い条件。

2.1 支払い。

(a) 料金については、Google がお客様に請求いたします。注文フォームで別途指定がない限り、請求書の支払い期日は請求書の日付の 60 日後とし、その日付を経過した後は滞納とみなされます。支払いはすべて、請求書に記載されている通貨で行うものとします。電信送金で支払いを行う場合は、請求書に記載されている銀行情報を必ず含めるものとします。

2.2 税。

(a) 本サービスの販売の対価として、お客様は Google に対し、料金とそれに適用される税金を加えた額を支払うことに同意するものとします。Google が税金の徴収または支払いを義務付けられている場合、所轄税務署が承認する適時かつ有効な非課税証明書をお客様が Google に提出しない限り、税金はサービスの料金とともにお客様に請求されます。

(b) 適用法で義務付けられている場合、お客様は Google がインドで適用される税務規制を遵守するために要求する、該当する納税者情報(GST 識別番号(以下「GSTIN」))、お客様が本サービスを使用する場所、税務ステータスなどを Google に提供するものとします。お客様は提供する詳細情報(GSTIN、お客様が本サービスを使用する場所、税務ステータスなど)がすべて正しいことに同意するものとします。提供される住所と GSTIN はお客様が本サービスを使用する場所に対応します。お客様による誤った申告が原因で生じる一切の税金、利息、または罰金については、お客様がその支払い(または Google への払い戻し)の義務を負うものとします。

(c) サービスの販売に対する Google への支払いに際し、お客様が所得税として源泉徴収を法律により義務付けられている場合、お客様は、インドの適用税法に従って必要なコンプライアンスを実施し、Google が当該源泉徴収税の還付を請求できるように、Google に対して源泉徴収納税証明書またはその他の適切な書類を適時に提供し、当該目的のために必要とされるサポートを提供するものとします。

2.3 請求書に対する異議申し立て。

(a) 請求書に関する異議については、お客様が支払い期日までに collections@google.com 宛に送信する必要があります。請求された料金に誤りがあると当事者が判断した場合、Google は、合意した金額と同額のクレジットを発行するものとします。

第 14.12 項(「米国準拠法」)を以下の内容で置き換えます。

14.12 準拠法。

本規約に起因するまたは関連して生じるすべての申し立ては、インドの法律を準拠法とし(抵触法の規定を除く)、ニューデリーの裁判所でのみ訴訟が提起されるものとし、両当事者は、当該裁判所の専属管轄権に同意するものと

します。上記の内容にかかわらず、お客様は、本契約に基づいて Google Cloud India Private Limited に対して Google に関するすべての請求を行うことができ、また行うものとします。

第 14.19 項(「定義」)にある「税金」の定義を以下の内容で置き換えます。

「税金」とは、適用法に従って課されるすべての税金を意味します。これには関税、または物品サービス税(以下「GST」)などの間接税や本サービスの購入に係る税金(所得に対する所得税を除く)が含まれますが、これらに限定されません。

インドに請求先アカウントをお持ちのお客様向けの旧バージョンの利用規約については、[こちら](#)をご覧ください。

アジア太平洋 - インドネシア

以下の第 8.7 項を新たに追加します。

8.7 契約解除の権利放棄。本契約の解除に裁判所の決定または命令が必要である場合に限り、両当事者は適用法の下で定められた権利の放棄に同意するものとします。

本契約のインドネシア語版は[こちら](#)で提供され、第 14.18 項が以下の内容で置き換えられています。

14.18 言語間での矛盾。本契約にはインドネシア語と英語の版があり、いずれの版も同じ正真性を持ちます。インドネシア語版と英語版の間で矛盾または異なる解釈が存在する場合、両当事者は、英語版で該当する箇所と整合するようにインドネシア語版を修正することに同意するものとします。

アジア太平洋 - オーストラリア

以下の第 11A 項を新たに追加します。

11A. 本第 11A 項は、本サービスが 2010 年オーストラリア競争・消費者法(以下「ACCA」)に基づく制定法上の保証の対象となる場合にのみ適用されます。適用される法律(ACCA を含む)によって、除外できない権利および救済措置が本契約に付与される場合があります。これらは本契約によって除外されません。適用される法律が Google の活動を制限することを認めている範囲において、これらの法律に基づく Google およびその関係会社の法的責任は、その選択により、本サービスの再提供、または本サービスの再提供にかかる費用の支払いに限定されます。

第 12.2 項(「責任の上限」)は次の内容で置き換えます。

12.2 責任の上限。 該当する場合、本契約に起因または関連して、**GCP サービス、SecOps サービス、または Looker(オリジナル) サービス**について生じた損害に対する各当事者の合計補償額は、(a)責任が生じた日付からさかのぼって **12** か月の間にお客様がかかるサービスに関して支払った金額、または(b) **1,000** 豪ドルのいずれか大きい方に制限されます。ただし、無料で提供される本サービスもしくはソフトウェアに起因または関連する損害に対する **Google** の合計補償額は、**5,000** 米ドルが上限となります。

第 14.12(c) 項(「米国準拠法」)は、同項の最後に次の文章を挿入することによって修正されます。「適用される法律により、紛争をカリフォルニア州の裁判所において解決できない場合は、お客様の居住地域の裁判所に当該紛争を申し立てることができます。適用される現地の法律により、お客様の居住地域の裁判所において紛争の解決にカリフォルニア州法を適用できない場合、当該紛争はお客様の国、州、またはその他居住地域に適用される現地の法律に準拠するものとします。」

第 14.15 項(「完全合意」)は、同項の最後に次の文章を挿入することによって修正されます。「本契約のいかなる規定も、事前の書面または口頭による不実表示について、当事者の法的責任を除外しません。」

欧州、中東、アフリカ - アルジェリア、バーレーン、ヨルダン、クウェート、リビア、モーリタニア、モロッコ、オマーン、パレスチナ、カタール、チュニジア、イエメン、エジプト、アラブ首長国連邦、レバノン

以下の第 8.7 項を新たに追加します。

8.7 裁判所命令の不要。両当事者は、本契約または注文フォームの条項もしくは解除を有効にするうえで、裁判所命令が不要であることを認めて同意するものとします。

第 14.12 項(「米国準拠法」)を以下の内容で置き換えます。

14.12 準拠法、仲裁。

(a)本契約または関連する Google プロダクトまたはサービスに起因もしくは関連するあらゆる申し立て(本契約の解釈または履行に関する異議申し立てを含む)(以下「異議申し立て」)は、法の抵触に関するカリフォルニア州の規則を除き、米国カリフォルニア州の法律に従うものとします。

(b)両当事者は、いかなる異議申し立てについても、誠意を持って発生後 30 日以内に解決を図るものとします。異議申し立てが 30 日以内に解決されない場合は、ロンドン国際仲裁裁判所(LCIA)の仲裁規則(以下「仲裁規則」)に基づく仲裁によって解決するものとします。これらの仲裁規則は参照により本条項へ組み込まれます。

(c)仲裁は、両当事者が合意により仲裁人 1 名を選任したうえで、英語で実施されるものとします。仲裁が行われる場所および法的所在地はドバイ(UAE)のドバイ国際金融センター(DIFC)とします。

(d)いずれの当事者も、いずれかの管轄裁判所に対し、仲裁が解決するまで自らの権利を保護するために必要な、差し止め命令による救済を請求できるものとします。仲裁人は、本契約に定める救済措置および制限に矛盾しない、衡平法上の、または差し止めによる救済を命令できます。

(e)仲裁判断は最終的かつ両当事者を拘束するものであり、その執行は、いずれかの当事者またはその財産に対して管轄権を有する裁判所を含む任意の管轄裁判所で提示されるものとします。

(f)本第 14.12 項(「準拠法、仲裁」)に従って実施される仲裁手続きは第 7 条(「機密情報」)が適用される機密情報とみなされます。これには、(i)仲裁手続きの存在、(ii)仲裁手続きにおいて開示された情報、および(iii)仲裁手続きに関連した口頭でのやり取りまたは文書が含まれます。第 7 条(「機密情報」)で定められた開示権限に加え、両当事者は、仲裁判断の履行に必要な場合、本第 14.12(f)項に記載された情報を管轄裁判所に開示できるものとします。ただし両当事者は、そのような司法手続きがインカメラで(非公開で)行われるよう要請するものとします。

(g)両当事者は、仲裁人の費用、仲裁人が指名した専門家の費用と支出、および仲裁センターの管理費用を仲裁規則に従って支払うものとします。最終判断において、仲裁人は、勝訴当事者がこれらの費用のうち事前に支払った金額に対する敗訴当事者の弁済義務を決定するものとします。

(h)各当事者は、異議申し立てに関する仲裁人の最終判断にかかわらず、自らの弁護士および専門家の費用と支出を負担するものとします。

ラテンアメリカ - ブラジル

Google 契約当事者が Google Cloud Brasil Computação e Serviços de Dados Ltda. である場合、第 14.12 項(「米国準拠法」)を以下の内容で置き換えます。

14.12 準拠法と仲裁。本契約はブラジル法に準拠します。本契約または関連する Google プロダクトまたはサービスに起因もしくは関連するあらゆる異議申し立ては、以下に説明するとおり仲裁によって解決されるものとします。

(a) 定義。「異議申し立て」とは、本契約の成立、有効性、主題、解釈、履行、または終了を含む、本契約に関する契約上または契約外の異議申し立てを意味します。

(b) 和解。両当事者は、本第 14.12 項(「通知」)に従い、いかなる異議申し立てについても、異議申し立てに関する最初の通知を受け取ってから 30 日以内に、誠意を持って解決を図るものとします。両当事者がこの 30 日以内に異議申し立てを解決できない場合、いずれの当事者も第 14.12(c) 項(「仲裁」)に従い、異議申し立てを仲裁に付託できます。

(c) 仲裁。両当事者は、本契約の発効日時点で有効なブラジルおよびカナダ商工会議所の仲裁調停センターの規則(「規則」)に従って、すべての異議申し立てを拘束力のある最終的な仲裁に付託するものとします。仲裁は、仲裁地であるブラジル、サンパウロ州(SP)において 3 人の仲裁人によってポルトガル語で実施されるものとします。

(d) 機密性。仲裁は機密情報(仲裁の存在および仲裁に関連する口頭または書面による情報を含む)です。ただし、両当事者は、司法手続きにおいて仲裁判断の執行に必要な情報を当該資料の機密性が保持される場合に限り、管轄裁判所に開示できます。

(e) 金銭以外の救済。仲裁人は、衡平法ではなく法律のみに基づいて判断を下すことができ、金銭によらない救済を与えることはできません。

(f) 費用および支出。各当事者は、異議申し立てに関する仲裁人の最終判断にかかわらず、自らの弁護士および専門家の費用と支出を負担するものとします。

ラテンアメリカ - メキシコ

Google 契約当事者が Google Cloud Mexico, S. de R.L. de C.V. である場合、以下の各項を次のとおり置き換えます。

第 2.2 項(「税」)を次の内容で置き換えます。

2.2 税

(a) 請求書と支払い。料金に税金は含まれておらず、該当する場合は Google の請求書に別途記載されます。有効な非課税証明書の提出がない限り、お客様は適切に請求された税金を支払うものとします。法律の定めるところにより、お客様が支払額から税金を差し引いて Google に支払う場合は、正式な税金徴収証明書、または当該控除を裏付ける他の適切な文書を Google に提供する必要があります。

(b) 税務書類。Google は、お客様から合理的に要求された慣例的な税務書類を適時に提供します(その逆も同様です)。

第 3.3 項(「制限」)を以下の内容で置き換えます。

3.3 制限。お客様は次のことを行わず、エンドユーザーにも行わせないものとします。(a) 本サービスのコピー、変更、二次的著作物の作成、(b) 本サービスのリバース エンジニアリング、逆コンパイル、翻訳、逆アセンブル、また

はその他の方法でソースコードの抽出を試みることを(適用法によってこのような制限が明示的に禁止されている場合を除く)、(c)本サービスの一部または全体の販売、再販、サブライセンス付与、譲渡、流通、(d)次の目的や方法で本サービスにアクセスしたり、本サービスを使用したりすること。(i)危険度の高い活動、(ii)AUP への違反となる行為、(iii)該当する料金の発生回避を目的とした方法(単一のお客様のアプリケーション、アカウント、またはプロジェクトを模倣または代用するために複数のお客様のアプリケーション、アカウント、またはプロジェクトを作成することを含む)、または本サービス固有の使用量制限または割り当て量の回避を目的とした方法、(iv)Google の事前承認を文面で得ていない暗号通貨マイニングの実施、(v)通信サービスの運用もしくは有効化、またはエンドユーザーが公衆交換電話網との発着信を可能にする顧客アプリケーションに関連する方法(サービス固有の規約に別途定める場合を除く)、(vi)米商務省が管理する国際武器取引規則(ITAR)または武器取引を規制するその他の適用される現地法が適用される資材または活動、(vii)輸出規制法に違反する、または違反の原因となる方法、(viii)米国 HIPAA 法(医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律)の規制の対象となる医療情報の転送、保存、または処理(締結済みの HIPAA BAA で許可され、かつ適用されるプライバシー法に準拠している場合を除く)。

第 12.2 条(「責任の上限」)を以下の内容で置き換えます。

12.2 責任の上限。適用法で許可される限り、適用される **GCP** サービスまたは **SecOps** サービスに関して、本契約に起因または関連する直接損害に対する各当事者の合計補償額は、責任が生じた日付からさかのぼって **12** か月の間にお客様がかかるサービスについて支払った金額を上限とします。ただし、無料で提供される本サービスまたはソフトウェアに起因または関連する損害に対する **Google** の合計補償額は、**5,000** 米ドル、または **14.18.1** 項に従って計算される現地通貨での同等額が上限となります。

第 14.12 項(「準拠法」)を以下の内容で置き換えます。

14.12 準拠法と仲裁。

(a) 準拠法。本契約は、法選択に関する規定を除き、メキシコ合衆国の法律に則るものとします。

(b) 仲裁。

(i) 定義。「異議申し立て」とは、本契約の成立、有効性、主題、解釈、履行、または終了を含む、本契約に関する契約上または契約外の異議申し立てを意味します。

(ii) 解決。両当事者は、本第 14.1 項(「通知」)に従い、いかなる異議申し立てについても、異議申し立てに関する最初の通知を受け取ってから 30 日以内に、誠意を持って解決を図るものとします。両当事者がこの 30 日以内に異議申し立てを解決できない場合、いずれの当事者も第 14.12 (iii) 項(「仲裁」)に従い、異議申し立てを仲裁に付託できます。

(iii) 仲裁。適用法で禁止されている場合を除き、両当事者は、本契約の発効日時点で有効なメキシコシティ商工会議所の仲裁規則(「規則」)に従って、すべての異議申し立てを拘束力のある最終的な仲裁に付託するものとします。仲裁は、仲裁地であるメキシコ、メキシコシティにおいて、両当事者が合意により選任した 1 人の仲裁人によってスペイン語で実施されるものとします。

(iv) 機密性。仲裁は機密情報(仲裁の存在および仲裁に関連する口頭または書面による情報を含む)です。ただし、両当事者は、(a) 仲裁手続きの実施前または実施中に管轄裁判所の支援が必要となる場合、または (b) 司法手続きにおいて仲裁判断の執行に必要な情報を当該資料の機密性が保持される場合に限り、管轄裁判所に開示できます。

(v) 金銭以外の救済。仲裁人は、衡平法ではなく法律に基づいてのみ裁定を下すことができ、金銭以外の救済を裁定することはできません。

(vi) 費用および支出。各当事者は自らの弁護士および専門家の報酬と諸経費を負担するものとし、仲裁人の最終決定にはこれに関する裁定を含めてはなりません。

以下の第 14.18.1 項(通貨)が新たに追加されています。これに伴い、第 14.18 項を次の内容に修正します。

14.18 言語間での矛盾。本契約が英語以外の言語に翻訳された場合において、英語版と翻訳版の間に矛盾がある場合は、翻訳版で別途明示されていない限り、英語版の内容が優先されます。

14.18.1 通貨。本契約、付随文書、または対応する請求書で別途指定がない限り、本契約における「\$」はすべてメキシコペソを指します。料金の計算に関連して通貨の換算が必要な場合は、適用法に則って Google が選択した信頼できる第三者によって設定された日別の為替レートの平均値を使用して換算されます。

第 14.19 項(「定義」)にある「税」の定義を以下の内容で置き換えます。

14.19 定義。

「税」とは、政府により課されるあらゆる納税義務(税金、関税、源泉徴収を含む)を意味します。ただし、純利益、純資産、資産価値、財産価値、または雇用に基づくものは除きます。

北アメリカ - 米国

第 14.19 項(「定義」)を第 14.20 項(「定義」)に置き換えます。

以下の第 14.19 項を新たに追加します。

14.19 米国連邦政府機関のユーザー。本サービスは民間の経費のみで開発されたものであり、適用される連邦調達規則と政府機関の補遺で定められた意味における商用コンピュータソフトウェアおよび関連ドキュメントです。

旧バージョンの SecOps サービス契約

[2024年5月23日](#) [2024年4月4日](#) [2024年2月14日](#) [2023年12月13日](#) [2023年6月15日](#) [2023年4月3日](#) [2023年2月6日](#) [2022年8月31日](#) [2021年9月20日](#) [2020年10月1日](#)

旧バージョンの VirusTotal 利用規約

[2021年1月27日](#) [2018年12月11日](#)

旧バージョンの Looker (オリジナル) サービス利用規約

[2025年1月30日](#) [2024年10月16日](#) [2023年12月13日](#) [2023年10月4日](#) [2022年12月7日](#) [2022年2月14日](#) [2021年8月19日](#) [2021年4月1日](#) [2020年11月2日](#) [2020年6月1日](#) [2019年4月30日](#) [2019年4月30日](#) [2019年2月28日](#)

旧バージョンの Google Cloud 利用規約 (最終更新日: 2025年7月1日)

[2025年4月22日](#) [2025年1月30日](#) [2024年10月17日](#) [2024年9月30日](#) [2023年11月16日](#) [2023年7月12日](#) [2023年4月19日](#) [2023年2月6日](#) [2022年11月7日](#) [2022年9月20日](#) [2022年3月29日](#) [2021年9月20日](#) [2021年4月1日](#) [2020年11月2日](#) [2020年10月6日](#) [2020年8月31日](#) [2020年8月13日](#)

2020年3月26日 2019年11月21日 2019年7月22日 2018年11月2日 2018年11月1日 2018年10月1日 2018年6月27日 2018年6月15日 2018年6月5日 2018年5月23日 2018年5月18日 2018年4月30日 2018年4月4日 2018年2月8日 2018年1月9日 2017年10月19日